

○福岡県警察の通訳業務に関する要綱の制定について（概要）

（平成10年福岡県警察本部内訓第2号）

この内訓は、外国人又は外国が関係する事案に迅速に対応するため、部内通訳要員及び民間通訳人の通訳業務について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 部内通訳要員の任務
- 通訳業務管理者等の設置
- 部内通訳要員の指定及び登録
- 通訳要員等の要請及び派遣
- 民間通訳人の確保
- 通訳等の結果報告
- 教養、研修等

などの項目からなっている。